

延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅生活を継続する上で不可欠な訪問介護サービスについて、サービス資源の乏しい三北地区のサービス提供体制を確保するため、同地区に居住する利用者宅を訪問し訪問介護サービスを提供する介護サービス事業者に対し、サービス提供に要する移動コスト相当額を予算の定めるところにより補助することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三北地区 過疎地域の指定を受ける北方町、北浦町及び北川町をいう。
- (2) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された区域をいう。
- (3) 訪問介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (4) 要介護高齢者等 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第115条の45第1項に規定する居宅要支援被保険者等をいう。
- (5) 利用者 三北地区に居住実態のある訪問介護サービスを利用する要介護高齢者等（居住系施設に入居する者を除く。）をいう。
- (6) 居住系施設 次のアからエまでに掲げる施設をいう。
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - ウ 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
 - エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅
- (7) 介護サービス事業者 訪問介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を営む者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 利用者に対し、訪問介護サービスを提供する介護サービス事業者であること。
- (2) 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がないこと。

- (3) 延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 3 号の暴力団関係者に該当しないこと。
- (4) 利用者への訪問介護サービスの提供において、交通費等の提供を受けていないこと。
- (5) 国、本市以外の地方公共団体、公益団体等から類似する補助金等の交付を受けていないこと。

（補助金の交付単価等）

第 5 条 補助金の交付単価及び補助金の算定方法は、別表のとおりとする。

2 補助金の額の総額は、各年度の予算の額を限度とする。

（補助金の申請及び請求）

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問介護サービスを提供した月の翌月 10 日（その日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、次に掲げる書類を対象事業所ごとに市長に提出しなければならない。ただし、訪問介護サービスを提供した月が 3 月である場合の提出期限は、同月の末日とする。

- (1) 延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
 - (2) 訪問介護サービス提供実績報告書（様式第 2 号）
 - (3) 補助対象月における利用者へのサービス提供実績が分かる書類（サービス提供表、サービス提供実績記録等）
 - (4) 利用者宅に最も効率的な移動方法により移動した際の移動経路及び移動距離が確認できる書類
 - (5) 市税の完納を証する書類
- 2 前項第 3 号及び 4 号に掲げる書類は、補助金の算定の対象となる利用者に関するものを提出すれば足りるものとする。
- 3 第 1 項第 5 号の書類は、毎年度の初回申請時に提出をすれば足りるものとする。

（交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、速やかに延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）又は延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次

の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第3条に定める補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、延岡市三北地区訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により前項の交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付の取消通知を受けた交付決定者は、市長が指定する期日までに補助金を返還しなければならない。

（手続の特例）

第9条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

(1) 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき事業計画書及び収支予算書の提出

(2) 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書及び収支計算書の提出

(3) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、失効する。

附 則

この要綱は、令和8年2月25日から施行し、令和8年2月サービス提供分から適用する。

別表(第5条関係)

1 区分	2 補助金の交付単価	3 補助金の算定方法
15km未満	500 円	補助金の額は、第1欄に掲げる距離に応じてそれぞれ定める第2欄の単価に、往復回数(三北地区への訪問介護サービス提供で利用者宅まで往復移動した回数を指し、1日当たりの算定上限は介護職員1人につき1回とする。ただし、同日に北浦・北川地区と北方地区にそれぞれ往復した場合は、1回ずつ算定できる。)を乗じて算定する。
15km以上 20km未満	1,000 円	
20km以上 30km未満	1,500 円	
30km以上 40km未満	2,000 円	
40km以上	2,500 円	

備考 第1欄に掲げる距離は、三北地区への訪問介護サービスの提供に係る往復移動の中で事業所から最も遠い利用者宅までの片道移動距離とする。